

令和6年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業補助金公募要領

1. 事業の目的

本事業は、八戸市内の団体が実施する地場産品を活用した料理・食文化の普及活動を支援することにより、地域の賑わい創出及び活性化を図るほか、当市の食や食文化を県内外にPRし、観光振興を図ることを目的とする。

2. 補助金額

1,000,000円(1団体につき 上限500,000円)

※ただし、補助対象経費の2分の1又は500,000円のいずれか低い額

3. 補助対象経費

令和6年4月1日以降に実施した事業に係る経費のうち次に掲げる経費

- (1) 地場産品を活用した料理・食文化及び食のイベントをPRするためのリーフレット、チラシ等を作成する際の経費
- (2) 地場産品を活用した料理・食文化及び食のイベントをPRするためのWEBサイトの製作費
- (3) イベント等への出展及びWEB・SNS等による地場産品を活用した料理・食文化のPRに要する経費
- (4) 地場産品を活用した食のイベントの開催に伴う消耗品費(テイクアウト容器代等)、通信運搬費、会場使用料、設営費等
- (5) 市民によるまちおこし活動の啓発のための経費
- (6) その他、地場産品を活用した料理・食文化の普及活動及び食のイベント開催のために必要な経費であると市長が認めるもの

※補助対象外経費

- ・ 事務局員の人件費
- ・ 食糧費、視察に係る旅費(イベント出展に係るスタッフの旅費を除く)、備品購入費
- ・ 補助事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証することができないもの
- ・ 事業目的や社会通念に照らして必要性が乏しいと市長が判断する経費

4. 応募資格

八戸地域の地場産品を活用した料理・食文化の普及活動を行う八戸市内の団体で、次のいずれにも該当すること。

- (1) 主たる活動地域が八戸市内であること
- (2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- (3) 同意書(第3号様式)に定めた納付すべき全ての市税を滞納していないこと
- (4) 公共の利益に反する行為を行わない団体であること
- (5) 政治団体、宗教団体又はこれらに類する団体でないこと

5. 募集期間

受付開始 令和6年10月28日(月)
締 切 令和6年12月13日(金)17:00 必着

6. 応募に必要な書類

- (1) 交付申請書（第1号様式）
 - (2) 事業計画書（第2号様式）
 - ・事業計画書提出の際には定量的な目標を設定するものとし、イベントの来場者数や売り上げ目標、WEB・SNS等によるPRの場合は、ホームページのアクセス数やフォロワー数等の目標値を明記すること。
 - (3) 同意書（第3号様式）
 - (4) 誓約書（第4号様式）
 - (5) 団体概要、パンフレット等
 - ・団体が作成しているパンフレット等がある場合、添付すること。
 - (6) その他参考となる説明資料（任意）
 - ・これまでの活動や実績について参考となる資料がある場合、添付すること。
- ※本公募要領及び交付要領、申請に必要な様式は、八戸市ホームページからダウンロードできる。

7. 選考方法

- (1) 補助金交付の可否は、別紙「令和6年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業補助金選考実施要領」に基づき決定し、予算の範囲内で交付決定する。
- (2) 審査にあたっては、必要に応じて、応募者に対し記載内容についてヒアリングを実施する。
- (3) 申請書類は、郵送又は持参を原則とする。

8. 食のイベント開催時の注意事項

- (1) 不特定多数が参加できるイベントであること。
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるイベントではないこと。
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるイベントではないこと。
- (4) 政治活動又は宗教活動その他これらに類するイベントではないこと。
- (5) 飲食を伴うイベントを開催する場合は、イベント実施日の1か月前までに八戸市保健所に相談のうえ、同保健所の指示に従うこと。

(申請書類一式の提出先・問い合わせ先)

八戸市 観光文化スポーツ部 観光課(担当:高橋)

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1

電話 0178-43-9252 FAX 0178-46-5600

Mail kanko@city.hachinohe.aomori.jp